

静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第34号

静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡県議会委員会条例（昭和31年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。			第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。		
名 称	委員定数	所 管	名 称	委員定数	所 管
(略)			(略)		
文化観光委員会	(略)	<u>文化・観光部</u> の所管に属する事項	文化観光委員会	(略)	<u>スポーツ・文化観光部</u> の所管に属する事項
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。